

○運転適性検査実施要綱

(平成9年3月28日本部訓令第31号)

改正 平成13年3月30日本部訓令第8号 令和2年12月23日本部訓令第31号

令和3年7月30日本部訓令第16号

運転適性検査実施要綱を次のように定める。

運転適性検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運転適性検査を、一般会社、事業所(官公庁を含む。)、指定自動車教習所及び各種団体等(以下「民間事業所等」という。)の運転者に対して積極的に活用し、運転適性を自覚させるとともに、検査結果に基づく専門的な安全指導を行い、交通事故を未然に防止し、運転者の交通安全意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、適性検査とは、警察庁方式の筆記による運転適性検査、運転適性検査機器(CRT運転適性検査器)による運転適性検査及び診断用模擬運転装置(ドライビング・シミュレータ)による運転適性検査をいう。

(適性検査の対象者)

第3条 適性検査は、原則として、1回の受検者をおおむね30人以下とする。

なお、民間事業所等へ出張して筆記検査に係る適性検査を行うときは、おおむね30人以上とする。

(適性検査の申込み受理)

第4条 適性検査は、運転適性検査要請書(別記様式第1号)により、予約を受け付ける。

なお、民間事業所等を単位として、予約を受けるようにすること。

(適性検査の実施日)

第5条 適性検査は、前条の申込希望日を調整して実施するものとする。

(適性検査場所)

第6条 適性検査は、交通部運転免許課(徳島県運転免許センター)及び県下各署又は出張先事業所等で行うものとする。ただし、第8条の第3号及び第4号に係る検査は、徳島県運転免許センターにおいてのみ行うものとする。

(検査担当者)

第7条 適性検査は、検査に精通した警察職員等が行うものとする。

(適性検査項目)

第8条 適性検査項目は、次の4項目とし、被検査者の希望によって行うものとする。

- (1) 筆記による検査
- (2) 簡易筆記による検査
- (3) 適性検査機器(CRT運転適性検査器)による検査
- (4) 模擬運転装置による検査

(適性検査手数料)

第9条 適性検査手数料は、徳島県警察関係手数料条例(平成12年徳島県条例第84号)別表第1の84の項に定める額を、運転適性検査申請書(別記様式第2号)に徳島県収入証紙

を貼付し、適性検査当日、申請とともに納入させるものとする。

(適性検査手数料の免除)

第10条 検査手数料を次の場合は免除する。

- (1) 70歳以上の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が免除することを必要と認めた者

(適性検査結果の交付及び安全指導)

第11条 適性検査を実施したときは、次により検査結果に基づく安全指導を行うものとする。

- (1) 検査結果の安全運転ガイド、運転適性診断及び運転診断結果表(以下「診断結果表」という。)を作成し、被検査者に交付する。
- (2) 診断結果表により、被検査者自らが安全意識を高めることができるよう、その心理、行動、態度等について、面接方式の安全指導に努めるものとする。

(結果報告)

第12条 適性検査実施者は、検査を終了したときは、その結果を運転適性検査実施結果報告書(別記様式第3号)によって、運転免許課長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から実施する。

附 則(平成13年3月30日本部訓令第8号)

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の〔中略〕運転適性検査実施要綱に規定する様式による書面については、改正後の〔中略〕運転適性検査実施要綱に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則(令和2年12月23日本部訓令第31号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。
 - 3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則(令和3年7月30日本部訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年7月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において性別欄、本籍欄等が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

要請者 住 所

職業(事業所名)

電 話 () ー 番

氏 名

(安全運転管理者等)

運 転 適 性 検 査 要 請 書

下記運転者の運転適性検査(筆記検査、機器検査、模擬運転検査)を要請
します。

番号	住 所 氏名、生年月日 保有運転免許番号	検査希望項目に○印			
		筆記 検査	簡易 筆記	機器 検査	模擬 運転
	住所 ふりがな 氏名 T S H . . 免許番号第 号				
	住所 ふりがな 氏名 T S H . . 免許番号第 号				
	住所 ふりがな 氏名 T S H . . 免許番号第 号				

様式第2号(第9条関係)

運 転 適 性 検 査 申 請 書

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所

申 請 者

氏 名

下記の運転適性検査を申請します。

記

検 査 年 月 日

年 月 日

検 査 希 望 種 別
(○印のもの)

- 1 筆 記 検 査
- 2 簡 易 筆 記 検 査
- 3 機 器 検 査
- 4 模 擬 運 転 検 査

備

考

証 紙 貼 付 欄

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

交通部運転免許課
担当者

運 転 適 性 検 査 実 施 結 果 報 告 書
運転適性検査を実施した状況は、下記のとおり報告します。

記

1 検査実施日時

年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分

2 被検査者総数

名

3 検査担当者

4 被検査者年代別人数

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合 計
人 数								

5 適性検査区分別実施人数

検 査 区 分	人 数
筆 記 検 査	
簡易筆記検査	
機 器 検 査	
模 擬 運 転 検 査	
合 計	